

平成 29 年度 衛星携帯電話導入促進助成事業実施要領

平成 29 年 4 月 1 日
一般社団法人徳島県トラック協会

1. 予算額
平成 29 年度 20 万円
2. 助成対象機器等
株式会社 N T T ドコモ、K D D I 株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社の 3 社が販売している衛星携帯電話とする。
3. 助成額
本体価格（消費税除く）の 1/2 までとする。
但し、10 万円を限度とする。（※千円未満切捨て）
なお、助成台数は、1 事業者 1 台までとする。
4. 実施期間等
申請受付期間は、平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 5 日とする。
申請受付期間内に機器の購入及び支払いが完了していること。
※受付期間内であっても当年度の予算額に達した時点で受付を終了することとする。
5. 交付要綱
「衛星携帯電話導入促進助成金交付要綱」のとおり

衛星携帯電話導入促進助成金交付要綱

平成 26 年 4 月 1 日制定
一般社団法人徳島県トラック協会

（目的）

第 1 条 徳島県トラック協会（以下「徳ト協」という。）は、災害時に強い物流システムの構築を図るため、災害直後においても円滑な通信手段の確保が可能である衛星携帯電話の普及を図ることを目的に、第 3 条に定める助成対象機器を導入しようとする徳ト協会員事業者（以下「会員事業者」という。）に対して助成金を交付する。

（助成対象者）

第 2 条 助成対象者は会員事業者とする。

（助成対象機器）

第 3 条 助成対象機器は、株式会社 N T T ドコモ、K D D I 株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社の 3 社が販売している衛星携帯電話とする。

（助成額）

第 4 条 助成金の交付額は、毎年実施要領で定めることとする。
なお、本体以外のオプション品等については、助成の対象としない。

（助成台数）

第 5 条 助成台数は、1 会員事業者 1 台までとする。

（申請方法）

第 6 条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、申請受付期間中に「衛星携帯電話導入促進助成金交付申請書」（様式 1）及び様式 1 に係る添付書類を徳ト協へ提出する。

（助成金交付）

第 7 条 徳ト協は、会員事業者より提出のあった第 6 条の書類等を審査した上で、会員事業者に対して助成金を交付する。

（機器の処分制限）

第 8 条 会員事業者は、交付対象となった機器が導入から起算して 1 年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ徳ト協の承認を得た場合にはこの限りではない。

(助成金の返還)

第9条 会員事業者は、以下のいずれかに抵触した場合には、助成金の全額を徳ト協へ返還しなければならない。

1. 申請書類等に虚偽の事実が判明した場合。
2. 第8条の規定に違反した場合。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、徳ト協が別にこれを定める。

(附 則)

本要綱は平成26年4月1日より適用する。

改定 第4条 平成28年4月1日